

# 横浜 YMCA 英語学校（乳幼児～ユースプログラム）

## 年間プログラム会員規約

### 第1条 【定義】

本規約は、「横浜 YMCA」（以下「YMCA」という）の会員ならびに入会を希望する方に適用されます。

### 第2条 【目的】

会員が語学プログラムを通じて世界や地域の課題に対し協力して解決することのできる地球市民となることを目的とします。

### 第3条 【名称及び所在】

名称を横浜 YMCA と称し、所在地を神奈川県横浜市中区常盤町1-7とします。

### 第4条 【運営及び管理】

公益財団法人横浜 YMCA が運営、管理をします。

### 第5条 【プログラムへの参加】

グループ活動（集団行動）が苦手或いは困難な方は、事前に YMCA にご相談ください。

### 第6条 【入会資格】

入会できる方は、乳幼児から高校生で、YMCA 語学・生涯学習プログラムの趣旨に賛同し、本規約に同意し、YMCA が入会を承認した方とします。

1. 所定の申込用紙の提出および、申し込みサイトでの登録により、プログラムに参加する上で、支障のないことを保護者の責任のもとに申告をされた方。
2. 過去に YMCA より除名等を受けていない方。
3. 入会後であっても、YMCA が参加が困難だと判断した場合、その時点でクラス変更の提案や退会の措置をとらせていただきます。

### 第7条 【入会の種類】

第6条で承認された方を会員とします。

### 第8条 【入会手続き】

1. 所定の手続きを行い、当会の承認を得た上、入会金と月会費を納入いただきます。
2. 保護者は、会員資格の有無に関わらず YMCA の会員規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

### 第9条 【入会金】

1. 入会手続きの際に、YMCA に対して所定の費用を支払うものとします。
2. 入会金は、いかなる場合でもご返金いたしません。

### 第10条 【月会費】

1. 月会費は、毎月の授業回数によって金額が異なります。
2. 会員は、所定の月会費を当月の指定日に、口座振替にて納入いただきます。

3. 月会費納入義務は会員自らが退会届を提出するか、YMCA が除籍するまで存続します。

## 第 11 条 【会員証の貸与及び使用】(各拠点によって異なる)

1. YMCA は、第 7 条の会員に会員証を発行します。
2. 会員証は、会員証の表面に記載されている本人以外は使用できません。
3. YMCA の施設を利用する際は、会員証を携帯してください。
4. 万一、会員証を紛失された場合は、速やかに再発行の手続きをしてください。
5. 会員証再発行手数料は 550 円（税込）とします。
6. 会員が退会する場合、会員証をご返還いただきます。

## 第 12 条 【継続】

会員は、翌年度への継続の場合、所定の継続手続きを経て、月会費を引き続き口座振替にて納入いただきます。

## 第 13 条 【クラス変更】

会員は、申し込みクラスの変更を希望する場合には、変更希望クラスの定員に空きがある場合に限り、所定の変更届を提出し、変更をすることができます。

会員は、申し込みコースの変更を希望する場合には、変更希望コースに空きがある場合に限り、所定の変更届を提出し、変更をすることができます。

1. コース変更の申し出は、変更を希望する月の前月の最終開館日・開館時間（当日 YMCA が休館の場合はその前日）までとします。
2. コース変更は月初めからとなります。

## 第 14 条 【退会】

会員が退会を希望する場合には、所定の退会届を提出し、退会することができます。

1. 退会の申し出は、退会される月の最終開館日・開館時間（当日 YMCA が休館の場合はその前日）までとします。
2. 入会手続き後、クラス開講前までの申し出の場合、参加費から入会金を除いた費用を銀行振り込みで返金をさせていただきます。なお、返金に伴う手数料は負担いただきます。
3. 退会届の提出は、会員保護者が手続きするものとします。

## 第 15 条 【除名】

会員が、次の事項のいずれかに該当する行為があった場合は、戒告、又は一定期間会員としての権利の行使を停止、又は除名する事があります。

1. 本規約及び YMCA が定める諸規則に違反した場合。
2. YMCA の名誉を毀損し、または、公序良俗に反する行為をした場合。
3. 会費、活動費、その他の支払いを 2 ヶ月以上滞納し、期限を定めた勧告にも応じない場合。（除名以前の諸費用は全て納入いただきます）
4. 故意に施設または、器具類を破損した場合。
5. 危険な行為、または授業の進行を著しく妨害する等、他の会員に対する迷惑行為があった場合。

6. その他、YMCAが、会員としてふさわしくないと認めた場合。

## 第16条 【休館】

YMCAは、原則として別紙スケジュールに表記する日を休館日とします。休館日のほか諸施設の補修等、やむをえない事由が発生した場合、休館することがあります。又、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合は、予め案内することなく施設を休館することができるものとします。

## 第17条 【施設の一時的な閉鎖及び一時的な利用制限】

YMCAは、次の事由により施設の一部又は全部を一時的に閉鎖又は利用を制限することがあります。尚、この場合、会員に対する補償（補講、返金等）はいたしません。

1. 台風その他異常気象、風水災害、地震、近隣の事故等で、その災害が会員に及ぶと判断される場合、又はプログラムの運営に支障があると判断した場合、施設の一部又は全部を一時的に閉鎖することがあります。
2. ストライキにより、YMCAの最寄りの主要交通機関が運行中止し、プログラムの運営に支障があると判断した場合、施設の一部又は全部を一時的に閉鎖することがあります。
3. 休館日等の場合。
4. 行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他やむをえない事由が発生した場合。

## 第18条 【会員の事故】

1. YMCAは、会員がプログラム参加中に負った怪我や事故等の場合、YMCA傷害補償規定に基づき対応するものとします。医療機関での診療の際には、会員本人の健康保険証を利用させていただきます。
2. YMCAは、会員がYMCAの施設を利用中に生じた盗難等について、一切責任を負いません。

## 第19条 【損害賠償責任免責】

会員がYMCAの諸施設の利用中、会員の責任に帰する事由により、会員自身が受けた損害に対して、YMCAは当該損害に関する責任を負わないものとします。

## 第20条 【会員の損害賠償責任】

会員がYMCAの諸施設の利用中、会員の責任に帰する事由によりYMCAまたは第三者に損害を与えた場合、その会員及び保護者が当該損害に関する責任を負うものとします。

## 第21条 【届出事項の変更】

会員は、YMCAに届け出た事項に関して変更があった場合は、速やかに届け出るものとします。

## 第22条 【諸費用の改定】

YMCAは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢の変動に応じて改定することができるものとします。

## 第23条 【規約の改定】

YMCAは、規約等の改定を行うことができ、改定した規約等の効力は全会員に及ぶものとします。

## 第24条 【附則】

本規約は、2017年4月1日より施行します。

## 第25条 【細則】

本規約に定めていない事項及び変更については、別途 YMCA の定めるところによるものとし、その効力は全ての会員に及ぶものとします。

2017年4月1日 施行

2019年10月1日 改訂

2021年2月1日 改訂

2024年4月1日 改訂

## 細則

### 第1条 【割引】

2コース以上の登録の場合、原則として各コースの月会費より10%の割引をします。  
(割引の対象とならないクラス・コースもございますので申し込みの際に確認ください)

### 第2条 【休会】

休会費は、申し込みコース1コースにつき1ヶ月2,200円(税込)となります。

### 第3条 【施設の一時的な閉鎖及び一時的な利用制限】

YMCA は、特別行事、講習会の開催等の場合、施設の一部又は全部を一時的に閉鎖又は利用を制限することがあります。尚、この場合、会員に対する補償(補講、返金等)はいたしません。

### 第4条 【届出事項の変更】

1. 会員は、YMCA に届け出た住所、氏名、連絡先等に変更があった場合は、速やかに届け出るものとします。
2. YMCA から会員への通知連絡は、会員が届け出た住所、連絡先宛とします。

## 個人情報の保護

横浜 YMCA では、皆様からいただいた情報を厳重に管理いたします。個人情報の取り扱いにつきましては、以下のルールに従います。不都合のある方はご連絡ください。

1. 皆様に無断で個人情報を集めることはいたしません。皆様に対して、利用目的をあらかじめ明らかにした上で個人情報の提供をお願いしております。個人情報は下記の3に記した目的以外の用途には利用しません。
2. 横浜 YMCA の個人情報利用目的
  - ・プログラム実施上の資料
  - ・プログラム実施上の連絡
  - ・当該プログラム次回募集の告知
  - ・機関紙の送付
  - ・横浜 YMCA 主催、また関係団体主催の催し物の告知
  - ・統計データの利用
3. 退会后、申込書、預金口座振替依頼書等、入会にあたり提出いただいた書類は、YMCA において厳重に管理、または裁断処分し、返却はいたしません。

2017年4月1日 施行

2019年4月1日 改訂

2020年10月1日 改訂

2024年4月1日 改訂

横浜中央 YMCA 英語学校

T E L : 045-641-5492

E-mail: [ae\\_info@yokohamaymca.org](mailto:ae_info@yokohamaymca.org)

〒231-0014 神奈川県横浜市中区常盤町 1-7